

山口市営土地改良事業換地委員会要領

(目的)

第1条 換地計画実施要綱第5条に規定する換地委員会（以下「委員会」という。）
に関して、他に特別の定めある場合のほか、この要領の定めるところによる。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、換地計画の換地区ごとに委員5人以上をもって組織するものとする。

2 市長は次の各号に掲げる者のうちから委員を委嘱する。

- (1) 受益者
- (2) 農業委員
- (3) 学識経験者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は当該換地処分の終了の日までとする。

2 委員に欠員が生じたときは、市長は、直ちに後任者を委嘱するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員の互選により、委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は委員会の議長となつて、委員会の議事を掌理し、議事録を調整する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の議決事項)

第5条 委員会は、換地計画を実施するため次の事項について議決をもって市長の諮問に答申する。

- (1) 換地計画に関する事項
- (2) 一時利用地の指定に関する事項
- (3) その他必要な事項

(会議の招集及び委員の届出)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集する。

ただし、特別な事情がある場合は、市長が招集する。

(会議の議決方法)

第7条 委員会の会議の定足数は、委員の総数の3分の2以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、委員として、委員会の議決に加わる権利を有しない。

(委員会に対する意見)

第8条 市長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じ、関係機関の職員又は受益者を出席させ、その意見を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年10月1日から施行する。